

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成21年7月2日(2009.7.2)

【公開番号】特開2007-328673(P2007-328673A)

【公開日】平成19年12月20日(2007.12.20)

【年通号数】公開・登録公報2007-049

【出願番号】特願2006-160685(P2006-160685)

【国際特許分類】

G 06 Q 30/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/60 3 3 0

G 06 F 17/60 3 3 6

G 06 F 17/60 3 2 4

【手続補正書】

【提出日】平成21年5月20日(2009.5.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ネットワークに接続可能な端末装置と、

所定のサービスを受けるためのサービス登録を、前記ネットワークを介して当該サービスを受ける利用者の前記端末装置からの要求に応じて行うサービス登録装置と、

視覚的に区別可能な第1のスタンプ画像及び第2のスタンプ画像のデータと、前記サービスに関するカード画像であって前記第1のスタンプ画像及び前記第2のスタンプ画像を重畳させて表示するための複数の表示領域が設けられたカード画像のデータを記憶する記憶部と、

前記ネットワークを介して前記利用者の端末装置に前記第1のスタンプ画像、前記第2のスタンプ画像、及び前記カード画像のデータを提供する画像提供装置と、

前記第1のスタンプ画像及び前記第2のスタンプ画像のデータを管理するためのスタンプ画像管理情報と、前記利用者を識別するための利用者識別情報と、を対応付けて利用者毎に判別可能に登録しておくデータベースと、

を備えるサービス登録処理システムであって、

前記サービス登録を認識するサービス登録認識手段と、

前記サービス登録が認識された場合に、当該サービスを受ける利用者の利用者識別情報に対応するスタンプ画像管理情報を前記データベースを参照して特定する第1特定手段と、

前記カード画像に設けられた何れか一つの表示領域に前記第1のスタンプ画像が表示されることを示す情報を、前記第1特定手段により特定された前記スタンプ画像管理情報中に登録する第1スタンプ画像登録手段と、

前記サービス登録がなされた当該サービスの確定を認識するサービス確定認識手段と、

前記サービスの確定が認識された場合に、当該サービスを受ける利用者の利用者識別情報に対応するスタンプ画像管理情報を前記データベースを参照して特定する第2特定手段と、

前記サービスの確定が認識された場合に、前記カード画像に設けられた何れか一つの表示領域に表示されている前記第1のスタンプ画像に代えて、前記第1のスタンプ画像が表

示されていた表示領域に当該第1のスタンプ画像とは視覚的に区別可能な前記第2のスタンプ画像が表示されることを示す情報を、前記第2特定手段により特定された前記スタンプ画像管理情報中に登録する第2スタンプ画像登録手段と、
を備えることを特徴とするサービス登録処理システム。

【請求項2】

請求項1に記載のサービス登録処理システムにおいて、
前記画像提供装置は、
前記端末装置からのカード画像の要求を示す要求情報を受信するカード要求受信手段と、
前記端末装置の利用者の利用者識別情報に対応するスタンプ画像管理情報を前記データベースを参照して特定するスタンプ画像管理情報特定手段と、
前記要求に係るカード画像のデータと、前記特定されたスタンプ画像管理情報にて示される前記第1のスタンプ画像及び前記第2のスタンプ画像の少なくとも何れか一方のスタンプ画像のデータと、を取得する情報取得手段と、
前記取得されたカード画像のデータ及び前記スタンプ画像のデータを含む応答情報を前記ネットワークを介して前記端末装置に送信するカード画像送信手段と、
を備え、
前記端末装置は、
前記画像提供装置から送信してきた応答情報を受信する応答情報受信手段と、
前記受信された応答情報に含まれるカード画像を表示画面上に表示させると共に、当該カード画像における表示領域上に前記第1のスタンプ画像及び前記第2のスタンプ画像の少なくとも何れか一方のスタンプ画像を表示させる表示制御手段と、
を備えることを特徴とするサービス登録処理システム。

【請求項3】

請求項1に記載のサービス登録処理システムにおいて、
前記画像提供装置は、
前記端末装置からのカード画像の要求を示す要求情報を受信するカード要求受信手段と、
前記端末装置の利用者の利用者識別情報に対応するスタンプ画像管理情報を前記データベースを参照して特定するスタンプ画像管理情報特定手段と、
前記要求に係るカード画像のデータと、前記特定されたスタンプ画像管理情報にて示される前記第1のスタンプ画像及び前記第2のスタンプ画像の少なくとも何れか一方のスタンプ画像のデータと、を取得する情報取得手段と、
前記カード画像における表示領域上に前記特定されたスタンプ画像管理情報に示された前記第1のスタンプ画像及び前記第2のスタンプ画像の少なくとも何れか一方のスタンプ画像を重複させて表示用カード画像を生成する表示用カード画像生成手段と、
前記生成された表示用カード画像のデータを含む応答情報を前記ネットワークを介して前記端末装置に送信するカード画像送信手段と、
を備え、
前記端末装置は、
前記画像提供装置から送信してきた応答情報を受信する応答情報受信手段と、
前記受信された応答情報に含まれる表示用カード画像を表示画面上に表示させる表示制御手段と、
を備えることを特徴とするサービス登録処理システム。

【請求項4】

ネットワークに接続可能な端末装置と、
所定のサービスを受けるためのサービス登録を、前記ネットワークを介して当該サービスを受ける利用者の前記端末装置からの要求に応じて行うサービス登録装置と、
視覚的に区別可能な第1のスタンプ画像及び第2のスタンプ画像のデータと、前記サービスに関するカード画像であって前記第1のスタンプ画像及び前記第2のスタンプ画像を

重畳させて表示するための複数の表示領域が設けられたカード画像のデータを記憶する記憶部と、

前記ネットワークを介して前記利用者の端末装置に前記第1のスタンプ画像、前記第2のスタンプ画像、及び前記カード画像のデータを提供する画像提供装置と、

前記カード画像のデータと、前記利用者を識別するための利用者識別情報と、を対応付けて利用者毎に判別可能に登録しておくデータベースと、

を備えるサービス登録処理システムであって、

前記サービス登録を認識するサービス登録認識手段と、

前記サービス登録が認識された場合に、当該サービスを受ける利用者の利用者識別情報に対応するカード画像を前記データベースを参照して特定し、且つ、前記第1のスタンプ画像を表示させるべき前記特定されたカード画像における何れかの表示領域を特定する特定手段と、

前記特定手段により特定された前記表示領域に前記第1のスタンプ画像を重畳し、当該重畳されたカード画像のデータを前記データベースに更新登録する第1スタンプ画像重畳手段と、

前記サービス登録がなされた当該サービスの確定を認識するサービス確定認識手段と、

前記サービスの確定が認識された場合に、当該サービスを受ける利用者の利用者識別情報に対応するカード画像を前記データベースを参照して特定し、当該特定されたカード画像の表示領域に重畳された前記第1のスタンプ画像に代えて、前記第1のスタンプ画像が表示されていた表示領域に当該第1のスタンプ画像とは視覚的に区別可能な前記第2のスタンプ画像を重畳し、当該重畳されたカード画像のデータを更新登録する第2スタンプ画像重畳手段と、

を備えることを特徴とするサービス登録処理システム。

【請求項5】

視覚的に区別可能な第1のスタンプ画像及び第2のスタンプ画像のデータと、所定のサービスに関するカード画像であって前記第1のスタンプ画像及び前記第2のスタンプ画像を重畳させて表示するための複数の表示領域が設けられたカード画像のデータを記憶する記憶部を有し、ネットワークを介して前記サービスを受ける利用者の端末装置に前記第1のスタンプ画像、前記第2のスタンプ画像、及び前記カード画像のデータを提供する画像提供装置であって、

前記第1のスタンプ画像及び前記第2のスタンプ画像のデータを管理するためのスタンプ画像管理情報と、前記利用者を識別するための利用者識別情報と、を対応付けて利用者毎に判別可能に登録しておくデータベースにアクセスするデータベースアクセス手段と、

前記利用者の前記サービスを受けるためのサービス登録をネットワークを介して接続された前記端末装置からの要求に応じて行うサービス登録装置による当該サービス登録を認識するサービス登録認識手段と、

前記サービス登録が認識された場合に、当該サービスを受ける利用者の利用者識別情報に対応するスタンプ画像管理情報を前記データベースを参照して特定する第1特定手段と、

前記カード画像に設けられた何れか一つの表示領域に前記第1のスタンプ画像が表示されることを示す情報を、前記第1特定手段により特定された前記スタンプ画像管理情報中に登録する第1スタンプ画像登録手段と、

前記サービス登録がなされた当該サービスの確定を認識するサービス確定認識手段と、

前記サービスの確定が認識された場合に、当該サービスを受ける利用者の利用者識別情報に対応するスタンプ画像管理情報を前記データベースを参照して特定する第2特定手段と、

前記サービスの確定が認識された場合に、前記カード画像に設けられた何れか一つの表示領域に表示されている前記第1のスタンプ画像に代えて、当該第1のスタンプ画像とは視覚的に区別可能な前記第2のスタンプ画像が表示されることを示す情報を、前記第2特定手段により特定された前記スタンプ画像管理情報中に登録する第2スタンプ画像登録手段と、

段と、

を備えることを特徴とする画像提供装置。

【請求項 6】

請求項 5 に記載の画像提供装置において、

前記端末装置からのカード画像の要求を示す要求情報を受信するカード要求受信手段と

、
前記端末装置の利用者の利用者識別情報に対応するスタンプ画像管理情報を前記データベースを参照して特定するスタンプ画像管理情報特定手段と、

前記要求に係るカード画像のデータと、前記特定されたスタンプ画像管理情報にて示される前記第 1 のスタンプ画像及び前記第 2 のスタンプ画像の少なくとも何れか一方のスタンプ画像のデータと、を取得する情報取得手段と、

前記取得されたカード画像のデータ及び前記スタンプ画像のデータを含む応答情報を前記ネットワークを介して前記端末装置に送信するカード画像送信手段と、

を備えることを特徴とする画像提供装置。

【請求項 7】

請求項 5 に記載の画像提供装置において、

前記端末装置からのカード画像の要求を示す要求情報を受信するカード要求受信手段と

、
前記端末装置の利用者の利用者識別情報に対応するスタンプ画像管理情報を前記データベースを参照して特定するスタンプ画像管理情報特定手段と、

前記要求に係るカード画像のデータと、前記特定されたスタンプ画像管理情報にて示される前記第 1 のスタンプ画像及び前記第 2 のスタンプ画像の少なくとも何れか一方のスタンプ画像のデータと、を取得する情報取得手段と、

前記カード画像における表示領域上に前記特定されたスタンプ画像管理情報に示された前記第 1 のスタンプ画像及び前記第 2 のスタンプ画像の少なくとも何れか一方のスタンプ画像を重畳させて表示用カード画像を生成する表示用カード画像生成手段と、

前記生成された表示用カード画像を含む応答情報を前記ネットワークを介して前記端末装置に送信するカード画像送信手段と、

を備えることを特徴とする画像提供装置。

【請求項 8】

請求項 5 乃至 7 の何れか一項に記載の画像提供装置において、

前記サービスは宿泊施設の提供サービスであり、前記カード画像は宿泊施設毎に登録されるものであって、

前記スタンプ画像管理情報には、前記宿泊施設を識別するための宿泊施設識別情報が対応付けられており、

前記サービス登録認識手段は、前記宿泊施設の予約の登録を前記サービス登録として認識し、

前記第 1 特定手段は、前記予約の登録が認識された場合に、前記宿泊施設の提供サービスを受ける利用者の利用者識別情報に対応し、且つ、当該サービス登録がなされた宿泊施設提供サービスに係る宿泊施設の宿泊施設識別情報に対応するスタンプ画像管理情報を特定し、

前記サービス確定認識手段は、前記宿泊施設の予約が確定し宿泊がなされることを前記サービスの確定として認識し、

前記第 2 特定手段は、前記宿泊施設の予約が確定し宿泊がなされることが認識された場合に、当該宿泊施設の提供サービスを受ける利用者の利用者識別情報に対応し、且つ、当該宿泊がなされる宿泊施設の宿泊施設識別情報に対応するスタンプ画像管理情報を特定することを特徴とする画像提供装置。

【請求項 9】

請求項 5 乃至 8 の何れか一項に記載の画像提供装置において、

前記第 2 スタンプ画像登録手段により前記第 2 のスタンプ画像が表示されることを示す

情報が登録された場合に、前記サービスを受ける利用者の利用者識別情報に対応する前記スタンプ画像管理情報に基づいて、当該利用者の前記カード画像における前記表示領域に表示される前記第2のスタンプ画像の数を認識する第2のスタンプ画像数認識手段と、

前記認識された前記第2のスタンプ画像の数が、予め設定された基準数に達しているか否かを判別する基準数到達判別手段と、

前記基準数到達判別手段により前記基準数に達していると判別された場合には、当該利用者に対して与える報酬に関する報酬情報を、当該利用者の利用者識別情報に対応付けて登録する報酬情報登録手段と、

ことを特徴とする画像提供装置。

【請求項10】

請求項5乃至9の何れか一項に記載の画像提供装置において、

前記第2スタンプ画像登録手段により前記第2のスタンプ画像が表示されることを示す情報が登録された場合に、前記サービスを受ける利用者の利用者識別情報に対応する前記スタンプ画像管理情報に基づいて、当該利用者の前記カード画像における前記表示領域に表示される前記第2のスタンプ画像の数を認識する第2スタンプ画像数認識手段と、

前記認識された前記第2のスタンプ画像の数が、予め設定された基準数に達しているか否かを判別する基準数到達判別手段と、

前記基準数到達判別手段により前記基準数に達していると判別された場合には、当該利用者に対して報酬が与えられることを示す情報を、前記ネットワークを介して当該利用者の端末装置に送信する報酬情報送信手段と、

を備えることを特徴とする画像提供装置。

【請求項11】

請求項9又は10に記載の画像提供装置において、

夫々の前記表示領域は、順序付けされ、且つ当該順序付けにしたがって前記カード画像上において順番に配列されおり、

前記第1のスタンプ画像は、前記表示領域の配列順に表示されるものであって、

前記基準数に相当する順番の前記表示領域は、他の前記表示領域と視覚的に区別可能な表示態様になっていることを特徴とする画像提供装置。

【請求項12】

請求項5乃至11の何れか一項に記載の画像提供装置において、

前記サービス確定認識手段は、前記サービス登録がなされた当該サービスについて予め設定された確定日に到来した場合に、当該サービスの確定を認識することを特徴とする画像提供装置。

【請求項13】

請求項5乃至12の何れか一項に記載の画像提供装置において、

前記カード画像には、前記カード画像の有効期限が設定されており、

前記第1スタンプ画像登録手段は、前記カード画像の有効期限が経過している場合、前記第1のスタンプ画像が表示されることを示す情報の前記スタンプ画像管理情報中への登録を行わず、

前記第2スタンプ画像登録手段は、前記カード画像の有効期限が経過している場合であっても、前記第2のスタンプ画像が表示されることを示す情報の前記スタンプ画像管理情報中への登録を行うことを特徴とする画像提供装置。

【請求項14】

請求項5乃至13の何れか一項に記載の画像提供装置において、

前記第1のスタンプ画像と前記第2のスタンプ画像は同一形状の絵柄を有する画像であって、且つ、前記第2のスタンプ画像に係る絵柄は、前記第1のスタンプ画像に係る絵柄よりも濃い色からなることを特徴とする画像提供装置。

【請求項15】

請求項5乃至14の何れか一項に記載の画像提供装置において、

前記スタンプ画像管理情報には、前記カード画像に設けられた表示領域に表示される前

記第1のスタンプ画像の総数、及び前記第2のスタンプ画像の総数を示す情報が含まれてあり、

前記第1スタンプ画像登録手段は、前記第1特定手段により特定された前記スタンプ画像管理情報中における前記第1のスタンプ画像の総数に対して、前記第1のスタンプ画像が表示されることを示す情報として少なくとも1を加算登録し、

前記第2スタンプ画像登録手段は、前記第2特定手段により特定された前記スタンプ画像管理情報中における前記第1のスタンプ画像の総数に対して少なくとも1を減算登録し、且つ、前記第2特定手段により特定された前記スタンプ画像管理情報中における前記第2のスタンプ画像の総数に対して、前記第2のスタンプ画像が表示されることを示す情報として少なくとも1を加算登録することを特徴とする画像提供装置。

【請求項16】

請求項5乃至14の何れか一項に記載の画像提供装置において、

前記第1スタンプ画像登録手段は、前記第1のスタンプ画像を表示させるべき前記カード画像における何れかの表示領域を特定し、当該特定された表示領域に前記第1のスタンプ画像が表示されることを示す情報を、前記第1特定手段により特定された前記スタンプ画像管理情報中に登録し、

前記第2スタンプ画像登録手段は、前記第1のスタンプ画像が表示される表示領域のうち、前記第2のスタンプ画像が表示されるべき前記表示領域を特定し、当該特定された前記表示領域に前記第1のスタンプ画像に代えて、前記第2のスタンプ画像が表示されることを示す情報を、前記第2特定手段により特定された前記スタンプ画像管理情報中に登録することを特徴とする画像提供装置。

【請求項17】

視覚的に区別可能な第1のスタンプ画像及び第2のスタンプ画像のデータと、所定のサービスに関するカード画像であって視覚的に区別可能な第1のスタンプ画像及び第2のスタンプ画像のを重畳させて表示するための複数の表示領域が設けられたカード画像のデータを記憶する記憶部を有し、ネットワークを介して前記サービスを受ける利用者の端末装置に前記第1のスタンプ画像、前記第2のスタンプ画像、及び前記カード画像のデータを提供する画像提供装置であって、

前記カード画像のデータと、前記利用者を識別するための利用者識別情報と、を対応付けて利用者毎に判別可能に登録しておくデータベースにアクセスするデータベースアクセス手段と、

前記サービス登録装置による前記サービス登録を認識するサービス登録認識手段と、

前記サービス登録が認識された場合に、当該サービスを受ける利用者の利用者識別情報に対応するカード画像を前記データベースを参照して特定し、且つ、前記第1のスタンプ画像を表示させるべき前記特定されたカード画像における何れかの表示領域を特定する特定手段と、

前記特定手段により特定された前記表示領域に前記第1のスタンプ画像を重畳し、当該重畳されたカード画像のデータを前記データベースに更新登録する第1スタンプ画像重畳手段と、

前記サービス登録がなされた当該サービスの確定を認識するサービス確定認識手段と、

前記サービスの確定が認識された場合に、当該サービスを受ける利用者の利用者識別情報に対応するカード画像を前記データベースを参照して特定し、当該特定されたカード画像の表示領域に重畳された前記第1のスタンプ画像に代えて、当該第1のスタンプ画像とは視覚的に区別可能な前記第2のスタンプ画像を重畳し、当該重畳されたカード画像のデータを更新登録する第2スタンプ画像重畳手段と、

を備えることを特徴とする画像提供装置。

【請求項18】

所定のサービスに関するカード画像であって視覚的に区別可能な第1のスタンプ画像及び第2のスタンプ画像を表示するための複数の表示領域が設けられたカード画像のデータを、ネットワークを介して前記サービスを受ける利用者の端末装置に提供するコンピュ

タにおける画像提供方法であって、

前記コンピュータは、

前記スタンプ画像を管理するためのスタンプ画像管理情報と、前記利用者を識別するための利用者識別情報と、を対応付けて利用者毎に判別可能に登録しておくデータベースにアクセスする工程と、

前記利用者の前記サービスを受けるためのサービス登録をネットワークを介して接続された前記端末装置からの要求に応じて行うサービス登録装置による当該サービス登録を認識する工程と、

前記サービス登録が認識された場合に、当該サービスを受ける利用者の利用者識別情報に対応するスタンプ画像管理情報を前記データベースを参照して特定する第1特定工程と、

前記カード画像に設けられた何れか一つの表示領域に前記第1のスタンプ画像が表示されることを示す情報を、前記第1特定工程により特定された前記スタンプ画像管理情報中に登録する工程と、

前記サービス登録がなされた当該サービスの確定を認識する工程と、

前記サービスの確定が認識された場合に、当該サービスを受ける利用者の利用者識別情報に対応するスタンプ画像管理情報を前記データベースを参照して特定する第2特定工程と、

前記カード画像に設けられた何れか一つの表示領域に表示されている前記第1のスタンプ画像に代えて、当該第1のスタンプ画像とは視覚的に区別可能な前記第2のスタンプ画像が表示されることを示す情報を、前記第2特定工程により特定された前記スタンプ画像管理情報中に登録する工程と、

を備えることを特徴とする画像提供方法。

【請求項19】

コンピュータを請求項5乃至17の何れか一項に記載の画像提供装置として機能させることを特徴とする画像提供プログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】サービス登録処理システム、画像提供装置、画像提供方法、及び画像提供プログラム

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

そこで、本発明は、以上の点を課題の一例としてなされたものであり、サービスを受けるための登録の段階と、サービスの確定の段階とを考慮して、利用者に与えられるべき（与えられる予定の）ポイントと、実際に与えられたポイントを容易に把握可能なスタンプ画像を利用者に対して付与することのできるサービス登録処理システム、画像提供装置、画像提供方法、及び画像提供プログラムを提供することを目的とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記課題を解決するために、請求項1に記載の発明は、ネットワークに接続可能な端末装置と、所定のサービスを受けるためのサービス登録を、前記ネットワークを介して当該サービスを受ける利用者の前記端末装置からの要求に応じて行うサービス登録装置と、視覚的に区別可能な第1のスタンプ画像及び第2のスタンプ画像のデータと、前記サービスに関するカード画像であって前記第1のスタンプ画像及び前記第2のスタンプ画像を重畠させて表示するための複数の表示領域が設けられたカード画像のデータを記憶する記憶部と、前記ネットワークを介して前記利用者の端末装置に前記第1のスタンプ画像、前記第2のスタンプ画像、及び前記カード画像のデータを提供する画像提供装置と、前記第1のスタンプ画像及び前記第2のスタンプ画像のデータを管理するためのスタンプ画像管理情報と、前記利用者を識別するための利用者識別情報と、を対応付けて利用者毎に判別可能に登録しておくデータベースと、を備えるサービス登録処理システムであって、前記サービス登録を認識するサービス登録認識手段と、前記サービス登録が認識された場合に、当該サービスを受ける利用者の利用者識別情報に対応するスタンプ画像管理情報を前記データベースを参照して特定する第1特定手段と、前記カード画像に設けられた何れか一つの表示領域に前記第1のスタンプ画像が表示されることを示す情報を、前記第1特定手段により特定された前記スタンプ画像管理情報中に登録する第1スタンプ画像登録手段と、前記サービス登録がなされた当該サービスの確定を認識するサービス確定認識手段と、前記サービスの確定が認識された場合に、当該サービスを受ける利用者の利用者識別情報に対応するスタンプ画像管理情報を前記データベースを参照して特定する第2特定手段と、前記サービスの確定が認識された場合に、前記カード画像に設けられた何れか一つの表示領域に表示されている前記第1のスタンプ画像に代えて、前記第1のスタンプ画像が表示されていた表示領域に当該第1のスタンプ画像とは視覚的に区別可能な前記第2のスタンプ画像が表示されることを示す情報を、前記第2特定手段により特定された前記スタンプ画像管理情報中に登録する第2スタンプ画像登録手段と、を備えることを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

この発明によれば、画像提供装置が、所定のサービスを受けるためのサービス登録を認識した場合に、当該サービスを受ける利用者の利用者識別情報に対応するスタンプ画像を前記データベースを参照して特定し、カード画像に設けられた何れか一つの表示領域に第1のスタンプ画像が表示されることを示す情報を、上記特定されたスタンプ画像管理情報中に登録しておき、サービス登録がなされた当該サービスの確定を認識した場合に、当該サービスを受ける利用者の利用者識別情報に対応するスタンプ画像管理情報を前記データベースを参照して特定し、カード画像に設けられた何れか一つの表示領域に表示されている第1のスタンプ画像に代えて、第1のスタンプ画像が表示されていた表示領域に当該第1のスタンプ画像とは視覚的に区別可能な第2のスタンプ画像が表示されることを示す情報を、上記特定されたスタンプ画像管理情報中に登録するように構成したので、当該カード画像を端末装置において閲覧する利用者に対して、自己に与えられるべき（与えられる予定の）ポイントと、実際に与えられたポイントを容易に把握させることができる。また、当該利用者に対して、どこまで確定的なポイントを収集できるかを一見して把握させることができる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

また、請求項 2 に記載の発明は、請求項 1 に記載のサービス登録処理システムにおいて、前記画像提供装置は、前記端末装置からのカード画像の要求を示す要求情報を受信するカード要求受信手段と、前記端末装置の利用者の利用者識別情報に対応するスタンプ画像管理情報を前記データベースを参照して特定するスタンプ画像管理情報特定手段と、前記要求に係るカード画像のデータと、前記特定されたスタンプ画像管理情報にて示される前記第 1 のスタンプ画像及び前記第 2 のスタンプ画像の少なくとも何れか一方のスタンプ画像のデータと、を取得する情報取得手段と、前記取得されたカード画像のデータ及び前記スタンプ画像のデータを含む応答情報を前記ネットワークを介して前記端末装置に送信するカード画像送信手段と、を備え、前記端末装置は、前記画像提供装置から送信されてきた応答情報を受信する応答情報受信手段と、前記受信された応答情報に含まれるカード画像を表示画面上に表示させると共に、当該カード画像における表示領域上に前記第 1 のスタンプ画像及び前記第 2 のスタンプ画像の少なくとも何れか一方のスタンプ画像を表示させる表示制御手段と、を備えることを特徴とする。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

また、請求項 3 に記載の発明は、請求項 1 に記載のサービス登録処理システムにおいて、前記画像提供装置は、前記端末装置からのカード画像の要求を示す要求情報を受信するカード要求受信手段と、前記端末装置の利用者の利用者識別情報に対応するスタンプ画像管理情報を前記データベースを参照して特定するスタンプ画像管理情報特定手段と、前記要求に係るカード画像のデータと、前記特定されたスタンプ画像管理情報にて示される前記第 1 のスタンプ画像及び前記第 2 のスタンプ画像の少なくとも何れか一方のスタンプ画像のデータと、を取得する情報取得手段と、前記カード画像における表示領域上に前記特定されたスタンプ画像管理情報に示された前記第 1 のスタンプ画像及び前記第 2 のスタンプ画像の少なくとも何れか一方のスタンプ画像を重畳させて表示用カード画像を生成する表示用カード画像生成手段と、前記生成された表示用カード画像のデータを含む応答情報を前記ネットワークを介して前記端末装置に送信するカード画像送信手段と、を備え、前記端末装置は、前記画像提供装置から送信されてきた応答情報を受信する応答情報受信手段と、前記受信された応答情報に含まれる表示用カード画像を表示画面上に表示させる表示制御手段と、を備えることを特徴とする。

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

請求項 2 又は請求項 3 に記載の発明によれば、利用者は、画像提供装置から提供されたカード画像を端末装置において閲覧し、有効になったスタンプ画像を容易に確認でき、自己に与えられるべき（与えられる予定の）ポイントと、実際に与えられたポイントを容易に把握することができる。また、利用者は、どこまで確定的なポイントを収集できるかを一見して把握することができる。

【手続補正 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

また、請求項 4 に記載の発明は、ネットワークに接続可能な端末装置と、所定のサービスを受けるためのサービス登録を、前記ネットワークを介して当該サービスを受ける利用者の前記端末装置からの要求に応じて行うサービス登録装置と、視覚的に区別可能な第 1 のスタンプ画像及び第 2 のスタンプ画像のデータと、前記サービスに関するカード画像であって前記第 1 のスタンプ画像及び前記第 2 のスタンプ画像を重畳させて表示するための複数の表示領域が設けられたカード画像のデータを記憶する記憶部と、前記ネットワークを介して前記利用者の端末装置に前記第 1 のスタンプ画像、前記第 2 のスタンプ画像、及び前記カード画像のデータを提供する画像提供装置と、前記カード画像のデータと、前記利用者を識別するための利用者識別情報と、を対応付けて利用者毎に判別可能に登録しておくデータベースと、を備えるサービス登録処理システムであって、前記サービス登録を認識するサービス登録認識手段と、前記サービス登録が認識された場合に、当該サービスを受ける利用者の利用者識別情報に対応するカード画像を前記データベースを参照して特定し、且つ、前記第 1 のスタンプ画像を表示させるべき前記特定されたカード画像における何れかの表示領域を特定する特定手段と、前記特定手段により特定された前記表示領域に前記第 1 のスタンプ画像を重畳し、当該重畳されたカード画像のデータを前記データベースに更新登録する第 1 スタンプ画像重畳手段と、前記サービス登録がなされた当該サービスの確定を認識するサービス確定認識手段と、前記サービスの確定が認識された場合に、当該サービスを受ける利用者の利用者識別情報に対応するカード画像を前記データベースを参照して特定し、当該特定されたカード画像の表示領域に重畳された前記第 1 のスタンプ画像に代えて、前記第 1 のスタンプ画像が表示されていた表示領域に当該第 1 のスタンプ画像とは視覚的に区別可能な前記第 2 のスタンプ画像を重畳し、当該重畳されたカード画像のデータを更新登録する第 2 スタンプ画像重畳手段と、を備えることを特徴とする。

【手続補正 10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

この発明によれば、当該カード画像を端末装置において閲覧する利用者に対して、自己に与えられるべき（与えられる予定の）ポイントと、実際に与えられたポイントを容易に把握させることができる。また、当該利用者に対して、どこまで確定的なポイントを収集できるかを一見して把握させることができる。

また、請求項 5 に記載の発明は、視覚的に区別可能な第 1 のスタンプ画像及び第 2 のスタンプ画像のデータと、所定のサービスに関するカード画像であって前記第 1 のスタンプ画像及び前記第 2 のスタンプ画像を重畳させて表示するための複数の表示領域が設けられたカード画像のデータを記憶する記憶部を有し、ネットワークを介して前記サービスを受ける利用者の端末装置に前記第 1 のスタンプ画像、前記第 2 のスタンプ画像、及び前記カード画像のデータを提供する画像提供装置であって、前記第 1 のスタンプ画像及び前記第 2 のスタンプ画像のデータを管理するためのスタンプ画像管理情報と、前記利用者を識別するための利用者識別情報と、を対応付けて利用者毎に判別可能に登録しておくデータベースにアクセスするデータベースアクセス手段と、前記利用者の前記サービスを受けるためのサービス登録をネットワークを介して接続された前記端末装置からの要求に応じて行うサービス登録装置による当該サービス登録を認識するサービス登録認識手段と、前記サービス登録が認識された場合に、当該サービスを受ける利用者の利用者識別情報に対応するスタンプ画像管理情報を前記データベースを参照して特定する第 1 特定手段と、前記カード画像に設けられた何れか一つの表示領域に前記第 1 のスタンプ画像が表示されることを示す情報を、前記第 1 特定手段により特定された前記スタンプ画像管理情報中に登録する第 1 スタンプ画像登録手段と、前記サービス登録がなされた当該サービスの確定を認識するサービス確定認識手段と、前記サービスの確定が認識された場合に、当該サービスを

受ける利用者の利用者識別情報に対応するスタンプ画像管理情報を前記データベースを参照して特定する第2特定手段と、前記サービスの確定が認識された場合に、前記カード画像に設けられた何れか一つの表示領域に表示されている前記第1のスタンプ画像に代えて、当該第1のスタンプ画像とは視覚的に区別可能な前記第2のスタンプ画像が表示されることを示す情報を、前記第2特定手段により特定された前記スタンプ画像管理情報中に登録する第2スタンプ画像登録手段と、を備えることを特徴とする。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

また、請求項6に記載の発明は、請求項5に記載の画像提供装置において、前記端末装置からのカード画像の要求を示す要求情報を受信するカード要求受信手段と、前記端末装置の利用者の利用者識別情報に対応するスタンプ画像管理情報を前記データベースを参照して特定するスタンプ画像管理情報特定手段と、前記要求に係るカード画像のデータと、前記特定されたスタンプ画像管理情報にて示される前記第1のスタンプ画像及び前記第2のスタンプ画像の少なくとも何れか一方のスタンプ画像のデータと、を取得する情報取得手段と、前記取得されたカード画像のデータ及び前記スタンプ画像のデータを含む応答情報を前記ネットワークを介して前記端末装置に送信するカード画像送信手段と、を備えることを特徴とする。

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

また、請求項7に記載の発明は、請求項5に記載の画像提供装置において、前記端末装置からのカード画像の要求を示す要求情報を受信するカード要求受信手段と、前記端末装置の利用者の利用者識別情報に対応するスタンプ画像管理情報を前記データベースを参照して特定するスタンプ画像管理情報特定手段と、前記要求に係るカード画像のデータと、前記特定されたスタンプ画像管理情報にて示される前記第1のスタンプ画像及び前記第2のスタンプ画像の少なくとも何れか一方のスタンプ画像のデータと、を取得する情報取得手段と、前記カード画像における表示領域上に前記特定されたスタンプ画像管理情報に示された前記第1のスタンプ画像及び前記第2のスタンプ画像の少なくとも何れか一方のスタンプ画像を重畳させて表示用カード画像を生成する表示用カード画像生成手段と、前記生成された表示用カード画像を含む応答情報を前記ネットワークを介して前記端末装置に送信するカード画像送信手段と、を備えることを特徴とする。

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

請求項6又は請求項7に記載の発明によれば、利用者は、画像提供装置から提供されたカード画像を端末装置において閲覧し、有効になったスタンプ画像を容易に確認でき、自己に与えられるべき（与えられる予定の）ポイントと、実際に与えられたポイントを容易に把握することができる。また、利用者は、どこまで確定的なポイントを収集できるかを一見して把握することができる。

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

また、請求項8に記載の発明は、請求項5乃至7の何れか一項に記載の画像提供装置において、前記サービスは宿泊施設の提供サービスであり、前記カード画像は宿泊施設毎に登録されるものであって、前記スタンプ画像管理情報には、前記宿泊施設を識別するための宿泊施設識別情報が対応付けられており、前記サービス登録認識手段は、前記宿泊施設の予約の登録を前記サービス登録として認識し、前記第1特定手段は、前記予約の登録が認識された場合に、前記宿泊施設の提供サービスを受ける利用者の利用者識別情報に対応し、且つ、当該サービス登録がなされた宿泊施設提供サービスに係る宿泊施設の宿泊施設識別情報に対応するスタンプ画像管理情報を特定し、前記サービス確定認識手段は、前記宿泊施設の予約が確定し宿泊がなされることを前記サービスの確定として認識し、前記第2特定手段は、前記宿泊施設の予約が確定し宿泊がなされることが認識された場合に、当該宿泊施設の提供サービスを受ける利用者の利用者識別情報に対応し、且つ、当該宿泊がなされる宿泊施設の宿泊施設識別情報に対応するスタンプ画像管理情報を特定することを特徴とする。この発明によれば、利用者に対して宿泊施設毎にカード画像を提供することができ、宿泊施設毎に、自己に与えられるべき(与えられる予定の)ポイントと、実際に与えられたポイントを容易に把握させることができる。

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

また、請求項9に記載の発明は、請求項5乃至8の何れか一項に記載の画像提供装置において、前記第2スタンプ画像登録手段により前記第2のスタンプ画像が表示されることを示す情報が登録された場合に、前記サービスを受ける利用者の利用者識別情報に対応する前記スタンプ画像管理情報に基づいて、当該利用者の前記カード画像における前記表示領域に表示される前記第2のスタンプ画像の数を認識する第2のスタンプ画像数認識手段と、前記認識された前記第2のスタンプ画像の数が、予め設定された基準数に達しているか否かを判別する基準数到達判別手段と、前記基準数到達判別手段により前記基準数に達していると判別された場合には、当該利用者に対して与える報酬に関する報酬情報を、当該利用者の利用者識別情報に対応付けて登録する報酬情報登録手段と、ことを特徴とする。

【手続補正16】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

また、請求項10に記載の発明は、請求項5乃至9の何れか一項に記載の画像提供装置において、前記第2スタンプ画像登録手段により前記第2のスタンプ画像が表示されることを示す情報が登録された場合に、前記サービスを受ける利用者の利用者識別情報に対応する前記スタンプ画像管理情報に基づいて、当該利用者の前記カード画像における前記表示領域に表示される前記第2のスタンプ画像の数を認識する第2スタンプ画像数認識手段と、前記認識された前記第2のスタンプ画像の数が、予め設定された基準数に達しているか否かを判別する基準数到達判別手段と、前記基準数到達判別手段により前記基準数に達していると判別された場合には、当該利用者に対して報酬が与えられることを示す情報を

、前記ネットワークを介して当該利用者の端末装置に送信する報酬情報送信手段と、を備えることを特徴とする。

【手続補正17】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

請求項9又は請求項10に記載の発明によれば、第2のスタンプ画像の数が設定された基準数に達した場合、利用者は報酬を得ることができる。

【手続補正18】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

また、請求項11に記載の発明は、請求項9又は10に記載の画像提供装置において、夫々の前記表示領域は、順序付けされ、且つ当該順序付けにしたがって前記カード画像上において順番に配列されおり、前記第1のスタンプ画像は、前記表示領域の配列順に表示されるものであって、前記基準数に相当する順番の前記表示領域は、他の前記表示領域と視覚的に区別可能な表示態様になっていることを特徴とする。

【手続補正19】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

この発明によれば、利用者は、どこまで第2のスタンプ画像を集めれば、報酬が与えられるかを一見して把握することができる。

【手続補正20】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

また、請求項12に記載の発明は、請求項5乃至11の何れか一項に記載の画像提供装置において、前記サービス確定認識手段は、前記サービス登録がなされた当該サービスについて予め設定された確定日に到来した場合に、当該サービスの確定を認識することを特徴とする。

【手続補正21】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

また、請求項13に記載の発明は、請求項5乃至12の何れか一項に記載の画像提供装置において、前記カード画像には、前記カード画像の有効期限が設定されており、前記第1スタンプ画像登録手段は、前記カード画像の有効期限が経過している場合、前記第1のスタンプ画像が表示されることを示す情報の前記スタンプ画像管理情報中への登録を行わず、前記第2スタンプ画像登録手段は、前記カード画像の有効期限が経過している場合で

あっても、前記第2のスタンプ画像が表示されることを示す情報の前記スタンプ画像管理情報中への登録を行うことを特徴とする。

【手続補正22】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

この発明によれば、利用者は、所定のサービスを受けるためのサービス登録したことにより与えられた第1のスタンプ画像分のポイントを確保でき、当該ポイントは無駄とならず、したがって、カード画像利用についての利便性を向上させることができる。

【手続補正23】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

また、請求項14に記載の発明は、請求項5乃至13の何れか一項に記載の画像提供装置において、前記第1のスタンプ画像と前記第2のスタンプ画像は同一形状の絵柄を有する画像であって、且つ、前記第2のスタンプ画像に係る絵柄は、前記第1のスタンプ画像に係る絵柄よりも濃い色からなることを特徴とする。

【手続補正24】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0029】

この発明によれば、利用者は、一見して第1のスタンプ画像と第2のスタンプ画像との違いを把握することができる。

【手続補正25】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0030】

また、請求項15に記載の発明は、請求項5乃至14の何れか一項に記載の画像提供装置において、前記スタンプ画像管理情報には、前記カード画像に設けられた表示領域に表示される前記第1のスタンプ画像の総数、及び前記第2のスタンプ画像の総数を示す情報が含まれており、前記第1スタンプ画像登録手段は、前記第1特定手段により特定された前記スタンプ画像管理情報中における前記第1のスタンプ画像の総数に対して、前記第1のスタンプ画像が表示されることを示す情報として少なくとも1を加算登録し、前記第2スタンプ画像登録手段は、前記第2特定手段により特定された前記スタンプ画像管理情報中における前記第1のスタンプ画像の総数に対して少なくとも1を減算登録し、且つ、前記第2特定手段により特定された前記スタンプ画像管理情報中における前記第2のスタンプ画像の総数に対して、前記第2のスタンプ画像が表示されることを示す情報として少なくとも1を加算登録することを特徴とする。

【手続補正26】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0031】**

この発明によれば、第1のスタンプ画像の総数と第2のスタンプ画像の総数をスタンプ画像管理情報で管理することで、管理すべきデータ量を少なくでき、より効率的にカード画像に設けられた表示領域に表示されるスタンプ画像を管理することができる。

【手続補正27】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0032****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0032】**

また、請求項16に記載の発明は、請求項5乃至14の何れか一項に記載の画像提供装置において、前記第1スタンプ画像登録手段は、前記第1のスタンプ画像を表示させるべき前記カード画像における何れかの表示領域を特定し、当該特定された表示領域に前記第1のスタンプ画像が表示されることを示す情報を、前記第1特定手段により特定された前記スタンプ画像管理情報中に登録し、前記第2スタンプ画像登録手段は、前記第1のスタンプ画像が表示される表示領域のうち、前記第2のスタンプ画像が表示されるべき前記表示領域を特定し、当該特定された前記表示領域に前記第1のスタンプ画像に代えて、前記第2のスタンプ画像が表示されることを示す情報を、前記第2特定手段により特定された前記スタンプ画像管理情報中に登録することを特徴とする。

【手続補正28】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0033****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0033】**

この発明によれば、どの表示領域にどのスタンプ画像(第1のスタンプ画像又は第2のスタンプ画像)を表示すれば良いかをより明確にすることができる。

【手続補正29】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0034****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0034】**

また、請求項17に記載の発明は、視覚的に区別可能な第1のスタンプ画像及び第2のスタンプ画像のデータと、所定のサービスに関するカード画像であって視覚的に区別可能な第1のスタンプ画像及び第2のスタンプ画像のを重畠させて表示するための複数の表示領域が設けられたカード画像のデータを記憶する記憶部を有し、ネットワークを介して前記サービスを受ける利用者の端末装置に前記第1のスタンプ画像、前記第2のスタンプ画像、及び前記カード画像のデータを提供する画像提供装置であって、前記カード画像のデータと、前記利用者を識別するための利用者識別情報と、を対応付けて利用者毎に判別可能に登録しておくデータベースにアクセスするデータベースアクセス手段と、前記サービス登録装置による前記サービス登録を認識するサービス登録認識手段と、前記サービス登録が認識された場合に、当該サービスを受ける利用者の利用者識別情報に対応するカード画像を前記データベースを参照して特定し、且つ、前記第1のスタンプ画像を表示させるべき前記特定されたカード画像における何れかの表示領域を特定する特定手段と、前記特定手段により特定された前記表示領域に前記第1のスタンプ画像を重畠し、当該重畠されたカード画像のデータを前記データベースに更新登録する第1スタンプ画像重畠手段と、前記サービス登録がなされた当該サービスの確定を認識するサービス確定認識手段と、前記サービスの確定が認識された場合に、当該サービスを受ける利用者の利用者識別情報に

対応するカード画像を前記データベースを参照して特定し、当該特定されたカード画像の表示領域に重畠された前記第1のスタンプ画像に代えて、当該第1のスタンプ画像とは視覚的に区別可能な前記第2のスタンプ画像を重畠し、当該重畠されたカード画像のデータを更新登録する第2スタンプ画像重畠手段と、を備えることを特徴とする。

【手続補正30】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

また、請求項18に記載の発明は、所定のサービスに関するカード画像であつて視覚的に区別可能な第1のスタンプ画像及び第2のスタンプ画像を表示するための複数の表示領域が設けられたカード画像のデータを、ネットワークを介して前記サービスを受ける利用者の端末装置に提供するコンピュータにおける画像提供方法であつて、前記コンピュータは、前記スタンプ画像を管理するためのスタンプ画像管理情報と、前記利用者を識別するための利用者識別情報と、を対応付けて利用者毎に判別可能に登録しておくデータベースにアクセスする工程と、前記利用者の前記サービスを受けるためのサービス登録をネットワークを介して接続された前記端末装置からの要求に応じて行うサービス登録装置による当該サービス登録を認識する工程と、前記サービス登録が認識された場合に、当該サービスを受ける利用者の利用者識別情報に対応するスタンプ画像管理情報を前記データベースを参照して特定する第1特定工程と、前記カード画像に設けられた何れか一つの表示領域に前記第1のスタンプ画像が表示されることを示す情報を、前記第1特定工程により特定された前記スタンプ画像管理情報中に登録する工程と、前記サービス登録がなされた当該サービスの確定を認識する工程と、前記サービスの確定が認識された場合に、当該サービスを受ける利用者の利用者識別情報に対応するスタンプ画像管理情報を前記データベースを参照して特定する第2特定工程と、前記カード画像に設けられた何れか一つの表示領域に表示されている前記第1のスタンプ画像に代えて、当該第1のスタンプ画像とは視覚的に区別可能な前記第2のスタンプ画像が表示されることを示す情報を、前記第2特定工程により特定された前記スタンプ画像管理情報中に登録する工程と、を備えることを特徴とする。

【手続補正31】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0037

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0037】

また、請求項19に記載の画像提供プログラムの発明は、コンピュータを請求項5乃至17の何れか一項に記載の画像提供装置として機能させることを特徴とする。